

令和2年第1回土別市議会定例会会議録（第3号）

令和2年3月4日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 2時33分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 大綱質疑

散会宣告

出席議員（17名）

| | | | | |
|-----|-----|--------|-----|-------|
| 副議長 | 1番 | 井上久嗣君 | 2番 | 真保誠君 |
| | 3番 | 苔口千笑君 | 4番 | 喜多武彦君 |
| | 5番 | 佐藤正君 | 6番 | 西川剛君 |
| | 7番 | 谷守君 | 8番 | 村上緑一君 |
| | 9番 | 渡辺英次君 | 10番 | 丹正臣君 |
| | 11番 | 国忠崇史君 | 12番 | 大西陽君 |
| | 13番 | 谷口隆徳君 | 14番 | 十河剛志君 |
| | 15番 | 山居忠彰君 | 16番 | 遠山昭二君 |
| 議長 | 17番 | 松ヶ平哲幸君 | | |

出席説明員

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 市長 | 牧野勇司君 | 副市長 | 相山佳則君 |
| 総務部長 | 中舘佳嗣君 | 市民自治部長 | 法邑和浩君 |
| 健康福祉部長 | 田中寿幸君 | 経済部長 | 井出俊博君 |
| 建設水道部長 | 工藤博文君 | 朝日支所長 | 武田泰和君 |

| | | | |
|----------------|-------|-----------------|-------|
| 教育委員会 教育委員長 | 中峰寿彰君 | 教育委員会 生涯学習部長 | 鴻野弘志君 |
|----------------|-------|-----------------|-------|

| | | | |
|--------------|-------|------------|-------|
| 病院事業 副管理者 | 三好信之君 | 市立病院 院長 | 加藤浩美君 |
|--------------|-------|------------|-------|

農業委員
会長

飛世 薫 君

農業委員
局長

藪中 晃 宏 君

監査委員

吉田 博行 君

監査委員
局長

穴田 義文 君

事務局出席者

議事
局長

千葉 靖紀 君

議事
局長

岡崎 浩章 君

議事
副局長

前畑 美香 君

議事
主任

駒井 靖亮 君

(午前10時00分開議)

○議長(松ヶ平哲幸君) おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

○議長(松ヶ平哲幸君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長(千葉靖紀君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告については配信のとおりでありますので、朗読を省略いたします。
以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 本会議に出席する説明員を次のとおり追加する。

教育委員会教育長職務代理者 五十嵐 紀 子

以上報告する

令和2年3月4日

士別市議会議長 松ヶ平 哲 幸

○議長(松ヶ平哲幸君) ここで副議長と交代いたします。

○副議長(井上久嗣君) おはようございます。

それでは、これより議事に入ります。

前日に引き続き、日程第1、議案第1号から議案第16号までの令和2年度士別市各会計予算と、これに関連を有する議案16案件を一括議題に供します。

これより大綱質疑を続行いたします。

6番 西川 剛議員。

○6番(西川 剛君) おはようございます。

本定例会、新型コロナウイルス感染症対策ということで、議場でのマスク着用での質問が認められておりますので、私もマスクを着用の上、質問をさせていただきます。聞きづらい点については御了承願います。

まず、1点目、行財政運営戦略に即した取り組みについてということで、お伺いをいたします。

行財政運営戦略の取り組みと令和2年度予算案について、お聞きします。

令和2年度予算については、市長は市政執行方針において、国の地方財政対策では地方税や地方交付税など一般財源総額は確保されるとともに、地域社会再生事業費が新たに創出される。さらには臨時財政対策債における折半ルールの解消など、交付税については額並びに質の充実が図られたと。一方で、自主財源である市税は伸び悩み、増収は見込めない。経常的経費の増

加により一般財源は厳しい状況との見通しの中での令和2年度の予算編成であったと述べられています。さらに、人口減少と構造の変化、地方経済が停滞している状況により、市税の大きな伸びは期待できない。地方交付税についても、合併後15年を迎え、合併特例加算措置も令和2年度で終了だと。中期的にも厳しい見通し、状況において、行財政運営戦略や公共施設マネジメント計画に即した取り組みの展開により、簡素で効率的、効果的な行財政システムを構築するとしています。開拓から121年目、新たな庁舎も完成し、安全・安心な地域を持続的に発展、継続させるための本格的に財政構造の改革、歳出削減を断行するとの決意が述べられたところでもあります。

そこで、令和2年度予算編成に当たって、行財政運営戦略の柱ともいべき取り組みについて伺います。

歳出削減の3つの柱であります、補助金適正化ガイドライン、事業アセスメントサイクル、時間外勤務縮減プログラム、それぞれの取り組みの結果が令和2年度の予算案にどう反映されたのか、取り組みごとの概要並びに、それぞれの削減額についてお知らせください。

これらの取り組みは、予算編成過程においては、予算要求後の査定による、いわゆる歳入歳出均衡のための見直しではなくて、要求前の制度についての見直しということがありますから、その効果については単年度にとどまらず、今後永続的なものとして評価されるものと考えております。

とりわけ事業アセスメントに関して言えば、昨年の第4回定例会における答弁によって、76事業を見直し候補として選定。以後、庁内検討等により最終的に24事業を取り組み対象として決定。このうち11事業を令和2年度予算編成時までに見直し。7事業は複数年かけて見直し。残り6事業は継続協議すると。この作業状況についてもお伺いしておりますので、ぜひ今後の取り組みの継続と、この事業アセスメントサイクル定着を求めていくものでございます。

そこで、これもさきの定例会において質問の中で、主張としては繰り返しになるという内容でございますけれども、行財政運営戦略に即した取り組みについては、今後の人口減少などの社会情勢や財政展望を踏まえれば、やめることはできないと。やり続けなくてはならない取り組みであるということは明らかであります。だからこそ見直し結果はもちろんのこと、見直しに至った経過、プロセスについても、市民に明らかにする必要があると強く感じています。

令和2年度予算にかかわっても、予算書のほか説明資料、明らかになって議論しているわけでありましてけれども、ただいま申し上げている事業アセスメントサイクルについても、どの事業が対象となって、どういった議論があつて、この予算要求に至ったのかと読み解くことができない内容になっています。補助金適正化ガイドラインについても、この見直し経過、結果についても、同様の内容となっています。

今後、財政規模の縮減局面にあつては、どうやって事業をスクラップをしていくのか。さらには、それをどう進めていくのかということも、市民と共有すべき大事な情報だと考えています。ですから行財政運営戦略に即した、これら見直しの経過の情報開示を強く求めて、この質

問を終わります。

○副議長（井上久嗣君） 丸財政課長。

○財政課長（丸 徹也君） お答えいたします。

事業アセスメントサイクル、補助金適正化ガイドライン、時間外勤務縮減プログラムの予算の反映状況についてでございます。

まず、事業アセスメントサイクルの概要でございますが、こちらにつきましては、行財政運営戦略に基づく歳出改革に向けました新たな行政評価の仕組みという形で行われているものでございまして、令和2年の予算に向けては、お話にありましたとおり24の事務事業をアセス対象として決定いたしまして、このうち11事業につきまして、予算編成時までに見直すものとしたものでございます。さらに施設管理といたしまして、サンライズホール、文化センターなどの施設管理、運営のあり方についても、アセス対象事業として見直しを行ったものです。

このアセスメントサイクルの予算の反映状況でございますが、予算編成時までに見直すいたしました11事業のうち、補助先の団体と調整が完了できなく事業内容、対象経費などについて令和2年度中までに整理するとしたものが、このうち2事業。その他の9事業については一定の見直しを行いました。また、複数年かけて見直すものとしましては7事業。継続協議といたしました6事業についても一部見直しを行っております。また、アセスによる事務事業の見直し額については約1,500万円程度ということになっております。施設管理の見直しといたしましては、サンライズホールの指定管理で約1,500万円の減。それから、文化センターの大ホール、小ホールの管理委託の関係で約350万円程度の減を見込んでいるところでございます。

次に、補助金適正化ガイドラインの概要についてです。

こちらにつきましては、多様な市民ニーズ、また、さらに社会情勢の変化等に対応するために新たな統一的な見直しの基準として策定させていただいたものでございまして、公益性、必要性、公平性などの7つの補助金の見直しの基本的な視点と、補助金の終期設定や運営補助から事業補助への移行などといった補助金適正化に向けた10の基準を盛り込んだものでございます。

こちらの補助金適正化ガイドラインによる予算の反映状況といたしましては、ガイドラインに基づく見直しの結果としまして、廃止となった事業、こちら4事業でございます。それから、縮減、縮小となった事業については15事業ございまして、それぞれ廃止のほうについては約62万円程度の縮減。それから、縮小の部分については450万円程度の減という形になっております。こちらにつきましては年度途中からの策定となったということもございまして、極めて小規模な見直しにとどまる結果とはなっております。しかしながら、今後については令和3年度の予算に向けまして、令和2年度当初からガイドラインに基づく見直しを徹底してまいりたいと考えてございます。

続きまして、その補助の関係なんですけれども、団体運営補助の見直しの状況についてです。ガイドラインにおいては令和元年度で38事業の運営補助があったわけですが、この事業の終期

とする実行計画期間の最終年度までに見直しを進めるため、その目安として、年間10事業程度を廃止していくものとしておりましたが、その見直しの成果といたしましては、事業補助への移行については1事業でございました。また、一部の廃止という形になったものについても、同様に1事業。

こちらの協議の経過といたしましては、実際、その事業補助へ移行した内容といたしましては、士別めん羊生産組合の補助金なんですけれども、こちらについて、ガイドラインの趣旨を団体のほうにお伝えする中で、将来的な展望を踏まえて研修生の受け入れに絞って今回事業補助化するという形になっております。

また、一部廃止としました事業につきましては、こちらは士別市子ども会育成連絡協議会補助金の部分なんですけれども、こちらにつきましては、少子化の影響から参加人数が減少していました江差町との交流会、こちらの部分を廃止させていただき、引き続き事業補助としての移行に向けて今後協議を進めていくものとさせていただいております。

次に、時間外勤務縮減プログラムの概要なんですけれども、こちらにつきましては、長時間労働の抑制と総労働時間の短縮を図って、職員が心身ともに健康で持てる能力を最大限に発揮する職場づくりを目的に策定させていただいております。

こちらの部分については、予算の反映状況といたしましては、時間外の手当につきましては、プログラム実施前については時間外勤務手当対象者の給料の5%程度を基本に予算上は算定しております。プログラム実施に伴いまして、こちらについては4%程度に基本に算定はしているんですが、この中には昇給、昇任、自然増、自然減、そういった部分については、単純にこのうちには連動してないものがございますが、その結果として、令和元年の部分と比較いたしまして、令和2年度については2,716万8,000円計上させていただき、対前年度比といたしましては5%の減という形になっております。また、実施前の平成30年と比較しますと、こちら約20%程度の減での予算計上という形をとらせていただいております。

それから、お話にありました事業アセスメントサイクル、それから、補助金適正化ガイドラインの見直しのプロセスの関係の部分なんですけれども、ここの考え方といたしましては、まず、アセスメントサイクルについては、対象事業の見直しにつきましては、関係団体への配慮等も含めて、適切な時期にその結果については公表させていただくという形で、これまで御説明させていただいておりました。この協議が完了しているものにつきましては、予算の成立後、速やかにホームページ等で公開する予定では考えております。

また、適正化ガイドラインの部分の廃止、縮小の公表の部分につきましては、こちらについては令和元年の8月に策定したという関係もありまして、新年度予算に反映できるものについては可能な限り反映するようにはしております。特に、ガイドラインの大きな柱でありますサンセット方式については総合計画の実行計画期間の区切りとしていることから、令和3年度末に適正化が図られなければ原則廃止となる仕組みでもございますので、このことから国の制度に基づく補助を除いて、原則的に先ほど申し上げました7つの基本的な視点ですとか、10

個の適正化基準を満たすよう、残り2年間で見直し作業を加速化させてまいります。このガイドラインに基づく見直しの結果については、アセスメントサイクル同様に予算成立後に速やかにホームページ等で公表はさせていただきたいと考えております。

その情報開示の考え方といたしましては、お話にありましたとおり、話の内容のプロセスや結果については、予算編成過程の早い段階で方針が決まれば、できる限り早期に情報を開示して透明性を高めていきたいという考えはございます。ただ、その一方で、どうしてもこの予算編成作業においては、数多くある事業の見直し過程を全て公開していくというのは、実務的にもちょっと難しい部分、側面もございます。ただ、そういった多くの課題もございますけれども、迅速かつ正確な情報開示を行うために情報共有の原則、これまちづくり基本条例における情報共有の原則を順守する中で、市民にとって必要な情報、これについては的確に公開できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（井上久嗣君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 削減効果、額については、それぞれ説明をいただきました。それらの額も踏まえての来年度予算案が今出されて審議をしているわけでありましてけれども。やはり、今の削減効果、プロセス、経過等についての公表については、予算成立後だということでの答弁でございますが、これやはり審議の前提となる大事な情報だとも思うんですよ。どういった過程の中で、この予算案となっているのかということでもありますので、私も議会に対しても、そういった情報もあわせて呈示いただいた中での審議というのが必要なんじゃないかと思うのですが。

令和2年度の予算案については、既にこういった内容で資料でということ審議を進めているわけでありましてけれども、そういった意味では令和2年度における削減効果、プロセス等の情報については、予算成立後というのはやむを得ないかなと思うんですけれども、ぜひその後の部分で、やはり先ほど来お示しをいただいております事業補助金への移行であるとか、一部事業の見直しとか、そういった意味では説明もありますけれども、補助金であれば援助を受けている団体とのやりとりということで、そこにも、今後さらにそれを進めていくためにも、先行した削減事例がどういった経過で削減されたかというのは、本当に大事な資料だと思いますので、さらなる取り組みはさることながら、令和3年度、1年後になってしまいますけれども、そういった予算の審議段階においては、こういった情報もあわせて呈示いただく中での審議ということを求めたいと思いますけれども、その辺、いかがでしょうか。

○副議長（井上久嗣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 今、西川議員から御提言ありましたとおり、本来、予算審議する情報はなるべくその適宜なタイミングで提供させていただきたいと考えております。

まちづくり基本条例の中においても、こういった予算に関する情報もわかりやすく提供することということで、これまでもこの予算成立にあわせて、子供たちにわかりやすいような予算書の

策定をしているということで、予算審議に係る査定の結果等についても、ホームページで公開をさせていただいているという流れはございます。

ただ、実際のこの予算審議のスケジュール等から申し上げますと、なかなか議会開会、審議にあわせた、そういった資料の準備が実際にはなかなか間に合わないという側面も、実務上はあろうかなと思っておりまして、例えば今回の取り組みの効果。こういったものは相対的に、このような実績として効果があったと。こういうものは集計した上でお示しすることは十分可能かなと思っておりますが、個別のそれぞれの審議経過ですとか個別の内容というのが、どのような形で提供できるかというのは、今なかなかまとめてお示しする準備はできておりませんので、こういったものも含めて、なるべく早期に提供できるように検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 次に、学校における働き方改革の着実な推進についてということで質問をいたします。

昨日、国忠議員も同様に、学校における長時間勤務ということで議論しているところではございますけれども、具体的に私がする質問は、この春からの対応ということで質問させていただきますので、御了承いただきたいと思っております。

学校における働き方改革の推進状況について、教員の勤務の長時間化については、昨日の国忠議員の議論もありましたけれども、これまでも大きな課題として言われ続けて久しいところでございます。公立学校における働き方改革の推進に向けて、国は法改正を行い、この4月、令和2年度からは所定勤務時間を超える時間を、月45時間、年360時間とする指針を示し、令和3年度からは、昨日も議論ありました、1年間単位の変形労働時間制の活用ができるものとして、その着実な実施を都道府県や市町村教育委員会に求めているところであります。

この改革の目的であります、子供たちに対して効果的な教育活動を行うようにできるようになること、その実現に向け、本市の対応状況、実態をお伺いいたします。

令和2年度の上限時間の部分で、まず、本市の小・中学校における教員の勤務実態についてお伺いいたします。この国の法改正に向けた平成28年度における全国調査において、1週間当たりの学内勤務時間では、小学校57時間29分、中学校63時間20分という数字が明らかになっています。本市の状況はどうでしょうか。昨日の答弁でいけば、本市学校全てで勤務時間を把握ができるということでありますので、本市の実態をお伺いいたします。

国においては、この長時間の要因として、若手職員の増加、総授業時間数の増加。中学校においては部活動時間の増加などがその要因とされておりますが、本市においても同様の実態であるのか、その状況について、あわせてお聞かせください。

次に、法改正が働き方改革に向けた本市の対応状況について伺います。

国が示す法改正に伴うスケジュールによれば、この4月に向けて、北海道においては第1回

定例会での条例改正。市町村においては規則改正ということが必要だと示されておりますが、その対応状況、本市の対応状況について、確認をいたします。

さらに、市町村教育委員会の規則改正の例として示されている条文を見ますと、長時間勤務の上限、この範囲内とするために教員の業務量の適切な管理を行う。それに加え、教員の健康及び福祉の確保を図る。この主体は教育委員会であると示されているところであります。そういった意味では、この改革の着実な推進は、これまで以上に市教育委員会の責務が大きいのではないかと考えるところであります。

一方で、本市教育委員会においては、昨年、平成31年3月に士別市立学校における教職員の働き方推進プランを策定、さらに同じく7月には士別市立学校の部活動に関するガイドライン、これらを策定し、教員の長時間勤務是正に向けた対応もされていると承知をしておりますが、改革の着実な推進、長時間勤務の是正に向け、これまでの取り組みを踏まえ、令和2年度、この4月からさらに取り組む内容など教育委員会の考えをお伺いいたします。

長時間勤務是正、一人当たりの勤務時間を短くしようとするれば、業務量を減らすか、それに対応する人数を増やすかといった手法かと思いますが、新学習指導要領への対応など、そういった業務の部分については、これまで以上に増加をすると考えられる中であって、教員増、あるいは職員増ということがその対応かと思いますが、令和2年度においては、この指導主事の配置なども、そういった部分の対応者の増加という対応なのかなと捉えているところであります。こういった市教委では、これまでも職員の配置、教員を求めているというのは当然かと思いますが、職員の増などで学内の勤務時間、長時間勤務の是正に取り組んでいると認識をしておりますが、これらについては、市が独自に財政負担をしていると考えるところでありますが、今回の法改正、国は教員の勤務時間を短くしろと法改正はしたんですけれども、その対応として、例えば今申し上げた特別支援員、あるいは指導主事などの配置に伴う市の財政負担、これに対する国からの何らかの措置があるのか、こういった点もお伺いをし、この質問を終わります。

○副議長（井上久嗣君） 須藤学校教育課長。

○学校教育課長（須藤友章君） お答えいたします。

学校における働き方改革の着実な推進について、この中で、本市小・中学校における教員の勤務実態についてでございます。きのう御答弁いたしましたとおり、全ての小・中学校で勤務時間の管理を行っているところでありますが、先ほど議員おっしゃいました平成28年度の全国調査の数字ということでありましたが、このときに同じ調査で北海道の結果というものもございまして。北海道の小学校では、週当たりの時間が54時間31分。また、中学校では60時間05分とのことで、全国の結果というのは下回っているところであります。

なお、本市においては、これまで調査の対象とはなっておりませんでしたので、同じ時期での調査というものは行っておりませんので、直接的な比較というのはいけません。今年度において、学校の状況ということで調べた中では、小学校で44時間0分、中学校では47時間

16分となっております。

いずれにしても、全国全道の時間というのは下回っているんですが、小学校におきましては校務分掌の担当業務が増加している部分であったり、中学校では部活動指導、これらが時間外勤務の主な要因と押さえております。本市におきましては、心の教室相談員ですとか特別支援教育の支援員、これらを配置することによって教職員の時間外短縮に取り組んでいるところでございます。

次に、改正給特法施行への対応状況でございます。本市におきましても、北海道の条例改正にあわせまして教職員の業務量の適切な管理等に関する規則、こちらを制定します。本年4月から施行したいと考えております。

最後に、教育委員会の責務の部分でございます。議員からもお話ありました、働き方改革推進プラン。こちら、本市で定めている中身で御説明をさせていただきますが、一つには、チーム学校の実現に向けたスタッフ体制の拡充がございまして。

内容としましては、独自に配置しております事務生、心の教室相談員、特別支援教育支援員の配置の継続。また、特別支援教育支援員につきましては、前年と同じ22人を配置する予定ですが、このうち7人につきましては、これまでの週19時間の勤務時間から週29時間に勤務時間を拡大し、体制の充実を図る考えです。

2つ目としまして、ICTの活用による授業準備等の充実がございまして。こちらはきのうも御答弁いたしましたGIGAスクール構想に対応した整備を行いながら、長期的な観点で教職員の授業準備に要する労力を軽減していきたいと考えております。

3つ目としまして、校務支援システム等の導入と活用です。既に導入をしております士別小学校及び士別南小学校におきましては、システム導入の結果、教職員の業務の省力化というのが成果として確認されておりますので、これらシステムの導入校を拡大していきたいと考えております。

4つ目としましては、コミュニティ・スクールによります外部支援体制の強化です。こちら各学校において課題となる事柄など、コミュニティ・スクールとして活動をいただいているところではありますが、引き続き活動を促進し、地域全体で子供の学びを支える仕組みというもの構築していきたいと考えております。

最後に、教育委員会の体制等の強化、充実です。先ほど議員もおっしゃいました、新たに指導主事を配置し、学校教育アドバイザーと連携をしながら士別市教育大綱の理念に沿った教育というものを推進してまいります。考え方という部分でいきますと、やはり教職員の心身が健康でなければ子供たちへの健やかな成長というものが妨げられるおそれというのがございます。教職員が生き生きと教育活動に専念できる環境づくり、これを目指していきたいと考えております。

先ほど来申し上げております、士別市立学校における教職員の働き方改革推進プランでございますが、これまで1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教職員。これを全校でゼロにす

るということを掲げておりました。これにつきまして内容の見直しを行ってありまして、教員の在校時間から条例で定めます勤務時間等を減じた時間。これを1カ月で45時間以内、1年間で360時間以内とする内容に改定をし、本年4月から施行していきたいと考えております。

最後になりますが、市が独自に財政負担をした場合ということでございました。先ほども議員のほうからお話ありました、特別教育支援員ですとか学校図書館補助員なども配置をしているところでございます。これにつきまして、国のほうから特別な補助とかということはございません。国のほうでは別な制度として、例えば事務の部分でいけばスクールサポートスタッフという制度はあるんですが、全ての学校に配置がされているものではございません。市で独自に雇用した人員につきましては、交付税措置の算定はされているんですけども、直接的な補助はないという状況でございます。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 以上で、西川議員の質疑を終了いたします。

5番 佐藤 正義員。

○5番（佐藤 正君） 大綱質疑をさせていただきます。端的に大綱質疑をいたしますので、よろしくをお願いします。

最初に、心身障害者ハイヤー料金等助成事業についてお伺いしたいと思います。

重度障害者の社会参加促進を目的としたハイヤーの基本料金助成についてであります。現在、障害の程度が1級の人には48枚、2級の人には24枚、支給されております。このたび令和2年度から人工透析患者の助成回数を拡大し負担軽減を図るということで、ハイヤーチケットが48枚から72枚に増えるということでありまして。72枚というと、週3回通院し、往復使うとして1カ月に24枚、3カ月分です。それもハイヤー1.4キロメートル以内の初乗り料金です。農村部の患者さんと市内の患者さんとは不公平感があり、是正することが必要だと思っております。

ハイヤー初乗り1.4キロメートル620円。270メートルごとに80円が加算され、620円をガソリン代に換算すると、1リットル10キロ走る車だと4キロメートル以上。ハイブリッド車ならもっと走ると思います。ガソリン代とハイヤーチケットの選択肢もあってもよいのではないのでしょうか。患者さんの意向も聞きながら対応してもらいたいと思います。

平成30年度4定の私の質問に、通院時の交通手段は、本人や家族による自家用車での通院が8割となっていて、多くの透析患者さんが通院でハイヤーチケットを利用していない状況で、その利用率は51%と答弁しております。また、70歳未満の患者さんは敬老バスが使えない。農村部から通院している患者さんの負担は市内の患者さんの何倍もかかることとなります。そもそも重度障害者の外出支援と人工透析患者の通院の助成とは、分けて考える必要があるのではないかと思います。この事業の概要をお知らせください。

○副議長（井上久嗣君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） まず、心身障害者ハイヤー料金等事業につきましては、この制度については、徒歩またはバスなどの公共交通機関での外出が困難な重度の障害のある方の外出

を支援するというを目的に、市の単独事業として実施している事業でありまして、本事業及び腎臓機能障害への拡大についての考え方につきましては、平成30年第4回定例会において、佐藤議員に答弁したとおりでございますけれども、平成27年に、このハイヤー助成事業の中に腎臓機能障害というものを拡大いたしました。その経緯については、透析後については、体のバランスが崩れ、全身の脱力感、吐き気、頭痛、血圧低下など、いわゆる不均衡症候群の症状が出てくる場合があるということから、透析をされている方々からの要望を受けて、この事業を拡大したという経緯がございます。

このたびの拡大につきましては、同じく30年度の第4回定例会において、佐藤議員からの御提言があった内容を踏まえまして、この事業に透析をされている方を加えてきた、今申し上げた経緯、それから利用実績の推移、さらには道内各市の取り組みの状況などを調査をいたしまして、そのほか市立病院、また朝日支所とも協議をしながら検討してまいったところです。

利用実績につきましては、広報誌あるいはホームページでの周知のほかパンフレットを直接配付することなどによりまして、透析で本事業を利用されている方の割合は、29年度には約5割であったものが30年度は約6割となり、チケット全てを利用された方も約1割から約3割に増加しているところです。

また、各市の状況につきましても、透析をされている方への外出支援をしている道内27市のうちハイヤー助成を行っている市が25市。透析をされている方により多くのチケットを交付している市が5市あるということも踏まえまして、ハイヤーチケットの交付枚数をこのたび拡大することとして、交付枚数は、これまでの48枚から24枚を上乗せし、72枚といたしました。これによりまして、支援額といたしましては道内の中でも2番目に多い状況となっております。

そこで、住んでいる地域によって不公平感があるということでもありますけれども、本事業につきましては、外出を支援することを目的にハイヤーの基本料金分を支援する事業でありまして、利用されている地域や区間などもさまざまにありますことから、障害の特性や等級により一律の支援額を定めているというものであります。

また、ガソリン代とハイヤーチケットの選択肢についてですが、本事業の趣旨はあくまでも自家用車の運転はもとよりバスなどの公共交通機関では外出困難な方など、安全な外出にハイヤーの利用が必要な方を対象としているものでありまして、現在、ガソリン代との選択を設けているというのは、重度の障害があってもハイヤーの利用をしたくてもできない方に限定したもので、特殊な車両を使用して家族が介護している方への支援に限定させていただいているものであります。

重度の障害のある方の外出支援と人工透析をしている方の通院交通費の助成とは分けて考える必要があるとの御提言がございました。現在、障害がある方の通院支援といたしましては、要援護等通院交通費助成事業というのがありますが、この事業は障害者総合支援法に基づく通院介助サービスに連動した事業として、通院時にヘルパーの同行が必要な方を対象に実施しております。このほかの障害のある方の通院に係る支援につきましては、市単独事業で行って

います、この本事業を利用いただいているところでありまして、仮に人工透析をされている方の通院支援を別に行うということになりますと、他の障害のある方、あるいは病気になられている方、また高齢者など、それらの方々の整合性やその財源確保を含めて慎重に検討していく必要があるものと考えています。

したがいまして、まずはこの拡大いたしますハイヤーチケットを最大限に活用していただきまして、少しでも安心・安全な通院に役立てていただきたいと考えているところです。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 佐藤議員。

○5番（佐藤 正君） ハイヤーチケットとガソリン代の選択はできないということなんですけれども、それも考えてもらいたいと思います。

あと、72枚という、今回24枚増えたことになったんですけれども、その根拠についてお知らせください。

○副議長（井上久嗣君） 川原福祉課長。

○福祉課長（川原広幸君） 72枚の考え方についてお答えいたします。

ハイヤー料金の助成制度につきましては外出支援策の一環という考え方のもと、腎臓機能障害の方につきましては通院に多く利用されているということで、自家用車とか公共交通機関の利用が困難でハイヤーを利用しなくてはならない方に対しての交通費の一部を支援する策ということで、今回の助成をするという形で考えております。

これは、週3回の通院で1カ月を4週と計算しまして、12カ月で144回の通院となりますけれども、その半分に当たる72枚ということで考えております。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 佐藤議員。

○5番（佐藤 正君） 今回24枚増えたということで、まあ十分ではないかと思っておりますけれども、透析患者の人にしてみれば朗報かなということで、この質問は終わりたいと思います。

次に、名越踏切歩道整備事業について、お伺いしたいと思います。これも端的にお伺いしますので、よろしくお願いいたします。

長い間の懸案であった危険な踏切として8年前から位置づけられていた名越踏切が、このたび令和2年度カラー舗装による歩道整備をするということで、今までより歩行者の危険が少なくなることだと思いますが、根本的な解決策にはならないと思います。踏切自体を拡幅しないと問題は解決しない。地域の人たちからも拡幅の声が上がっております。

一般道路では、歩道は車道との間に縁石で仕切られていて、車の侵入を防ぐために設けられているものです。踏切前後は縁石で仕切ることができても、踏切内は仕切ることができません。踏切内で歩行者と車が接触する可能性が高いと考えられます。いろいろな制約があつて拡幅ができないということですが、改良を実施すべき踏切道としての国土交通大臣の指定を受けたことを重く受けとめなければならないと思います。

この名越踏切の幅は7.8メートル。そこに1.5メートルの歩道をつけるということで、残り車道幅は6.3メートル。これでは大型車がすれ違うのもやっとなではないでしょうか。そんな中、歩行者が安心して渡れるでしょうか。踏切の前後には交差点もあり、人も車も危険な踏切であります。カラー舗装によることでドライバーの視覚に訴えることはよいことだと思いますが、特に冬期間はカラー舗装が雪に覆われ見えなくなる可能性が高く、決して安全だとは言えません。引き続き関係機関とも協議し、歩行者の安全確保を念頭に検討してもらいたいと思います。以上で質問を終わります。

○副議長（井上久嗣君） 工藤建設水道部長。

○建設水道部長（工藤博文君） お答えいたします。

初めに、踏切を拡幅をしないと問題は根本的に解決しないということについてです。

現在の計画以前、当初計画に着手した当時は、拡幅による両側歩道で検討していた時期がございました。また、踏切両側の市道についても大きく改良する必要があるということ。それと、軌道内の線路を切りかえるポイント。この踏切との離隔が拡幅することによってJRの基準を満たさないこと。そして、拡幅には踏切を含む軌道内施設の移設改修、これが全面的に必要なということをごさしまして、JRとの協議の過程の中で、踏切改良については、その当時ですが、4億円必要だというのが示されてきました。市道改良を含めると、それ以上になるという状況でもあります。

協議を進めていた経過の中で、平成28年、踏切道改良促進法、これが改正になっております。その中では国土交通省から、カラー舗装による改良工法というのも一定程度の安全が確保されるということを示されました。それも踏まえまして、市で既に行っておりました、交通量調査、それと道路構成、これを再検討いたしました。その結果、拡幅をせずに現況を変えることのない改良が可能と判断したところです。

次に、拡幅しなければ踏切内では歩行者と車が接触する可能性が高いということについてです。現況の踏切内は7.8メートルの幅員が確保されております。道路構造上必要な車道、そして片側歩道の幅員、これについては確保されておまして、ただし、踏切内の通行区分が現在は不明確であります。車両や歩行者が通行時に注意が必要な状態であるのが現状の姿であります。そこで、西小学校の廃校に伴いまして、線路西側から通学をする児童の皆さんは、市内循環バスに乗車をして通学ができるようにということになりましたので、まず、第1点目の安全確保というのは、そこで実施をされました。

そこで、踏切改良を行う場合ですが、先ほど申し上げましたとおり、拡幅をせずに、道路構造技術的基準が条例にはございますので、それに当てはめると、現道と変わらずに車道幅員を確保できる。北側に歩道の設置が可能となります。そして、踏切内は歩行者通行帯をカラーのゴムマットに敷設がえをします。踏切前後に設置する歩道につきましても、踏切内と同様にカラー舗装をして、歩行者のエリアを市道内については縁石で明確に分離することで、歩道と踏切内のカラー舗装部分の歩道、これの連続性を確保できることになりました。さらに歩行者

及び車両とも視認性が高くなることから安全性は向上すると考えております。

国土交通大臣からの指定を受けたことですが、これは私どもも重く受けとめております。このため早期に実施ができる、そういう改良方法。そして、コストも、それに係る事業費についても、できるだけ経済的な事業費ということで検討をしてきました。車両の通過台数、歩行者の安全確保など、北海道、北海道開発局、北海道運輸局、これらの審査を経て、現在のカラー舗装による歩車道分離について提案をした結果、了承を得たところでございます。この工事が完成後は、危険箇所踏切という法指定を受けたものについては対策済みということになる予定でございます。

J R北海道とは、整備内容について合意を得なければならないという協議を進めてきております。先ほど踏切の拡幅から協議が始まったんですが、やはり合意を得るために、いろいろな提案をこれまでさせていただきました。最終的には今のカラー舗装による歩車道分離について合意を得ることができたために、この事業を進めていきたいと考えております。

それと冬期間なんですが、歩車道をはっきりと区分したことによりまして、市道の歩道部分につきましては雪を堆積しないよう、これは維持管理を行うと。排雪をするということで、歩道部分については明確に渡れるように。それと踏切道との連続性、踏切内の歩道についても連続性を損なわないようにしたいと考えております。また完成後は、やはり踏切前後、また踏切内の状況が変わりますので、市民の皆さんに周知をするということも大事だと思っておりますので、その部分についても、しっかりと対応していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 佐藤議員。

○5番（佐藤 正君） 先ほども言いましたけれども、私が心配しているのは、車道幅が今より狭くなるということで、車同士の接触だとか、また歩行者への接触だとかということで、当面カラー舗装で様子を見るということなんだろうけれども、やはり拡幅しないと解決の道はないと思います。車道幅が短く狭いということでは、今まで以上に危険性も増すのかなと思います。

以上で、この質問を終わります。

○副議長（井上久嗣君） 以上で、佐藤議員の質疑を終了いたします。

2番 真保 誠議員。

○2番（真保 誠君） 大綱質疑をさせていただきます。今回2問ほどさせていただきます。

まず1つ目、社会施設の開館時間の変更についてお尋ねいたします。

先月2月13日の全員協議会に出されました社会教育施設の開始時間等の変更の中で、朝日図書室の土日祝日を閉館する旨の内容がございました。これを従来通りの開館にさせていただけないかということなんですが、図書館は学童、学生、一般の方、利用者はさまざまでありまして、まちづくり総合計画の生涯学習の目指す基本方針と考えた場合、特に一般の利用者は生涯学習の拠点として利用度だけで判断できない価値のあるものと考えています。日ごろから教育に関する指針や施策が掲げられた学校教育に重きが置かれている中、自主的に自分の趣味、趣向を

生かした個々の主体性、そして個性を伸ばすことというのも非常に必要かと考えます。

パソコン等で学校での学習環境を整備することも確かに重要であります。また、逆に書物の必要性も再認識いただいて、文字の重要性だとか、こういったものを重視していただきたいと思います。時代は、現代はネットでほとんどの情報が入りますが、逆に辞典、辞書を引けない、探せない、情報を探せない子供たちが非常に増えています。現在、図書室の既存の書物を有意義に利用してもらうために、土日祝日の開館を望む市民が多いところでもあります。

今回、この閉館についての変更はサンライズホールが指定管理への移行に伴うものなのか。また、予算削減のためなのか。また、閉館を実施したらどの程度の経費節減になるのかをお尋ねしたいと思います。加えて移動図書館、俗に言うブックモビルを増便するというのも予定しているとありますが、そもそも図書館等の教育文化にかかわる施設の利用についての本市側の考え方はいかがなのかをあわせてお尋ねいたします。御答弁よろしくお願いたします。

○副議長（井上久嗣君） 岡田図書館長。

○図書館長（岡田英俊君） 私から朝日図書室の部分についてお答えいたします。

本を取り巻く状況は、近年のスマートフォンを中心としたコミュニケーションツールの普及の低年齢化が進み、活字離れが若年層から進行しつつあるところです。また、本から得られるものとして、言葉を学び、表現力や想像力を豊かなものにし、さまざまな人々の考え方や生活習慣、科学や自然との出会い。さらには自分の考えや行動を見詰め直す機会を得られること。さらに、図書館におきましては、本と向き合うことによる心のゆとりを提供する施設として重要な役割を持っていると考えております。

そこで、朝日図書室が設置されていますサンライズホールの指定管理に係る協議の中で、これまでのサンライズホール及び朝日図書室の平日と土日祝日の利用状況を検証したところ、サンライズホールにつきましては、終日において利用が全くない日が土日に集中しておりまして、その一方、図書室につきましては1週間を通じて一定の利用があるという結果になりました。この2つの施設の利用状況の検証結果を踏まえまして、サンライズホールの指定管理運営への移行に当たっては、利用申請のない土日祝日は閉館することと判断し、あわせて朝日図書室においても施設の管理上、土日祝日の閉館としたところです。

そこで、朝日図書室のみを開館とする場合、図書室を独立した施設への構造の変更や現状の施設の構造上、警備員を配置しなければならないことなど大きな課題があり、図書室のみの土日祝日の開館は難しいと考えております。朝日図書室につきましては、これからも地域の重要な生涯学習施設として、サンライズホールとともに存続していくためにも、土日祝日の閉館という決断となりました。

土日祝日閉館による経費の削減額につきましては、図書室の光熱費につきましてはサンライズホールと一体となっているため、その詳細の額については把握できておりませんが、人件費につきましては、昨年比で約110万円の減額となりますが、新年度予算につきまして図書室職員の休暇取得時の対応の人件費といたしまして約20万円を計上しているため、相対では約90万

円の減少となっております。

あわせて、図書資料の整備に係る経費につきましては、これまでの図書室を保っていくよう予算計上をしております。今後の利用者への配慮といたしまして、朝日地区の読書機会をできるだけ確保するため、真保議員からもお話がありまして、移動図書館車を5月から月に2回、第二日曜日と第四土曜日に運行を予定しております。

また、現在、糸魚小学校にも月に一度運行しておりますが、朝日中学校への新規の運行も現在調整しているところです。図書室及びサンライズホール内で実施する図書館イベントの計画と図書サービスの提供の一つとして、図書館司書が朝日図書室で執務する時間を定期的に設け、利用者の学習、研究、調査等について、必要な情報、資料の検索及び提供する機会の検討を進めてまいりなど、地域の読書推進活動もあわせて実施し、土日閉館による利用者への影響について最小限となるよう努めていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） 今の移動図書室の話が出ましたけれども、これは毎週、毎月2回というの、それは決まっているのかということと、サンライズホールが土日祝祭日に、例えばあけるとときに、図書室も開けられないのかということをお尋ねしたいと思います。

○副議長（井上久嗣君） 岡田館長。

○図書館長（岡田英俊君） お答えいたします。

移動図書館車の運行につきましては、先ほど御答弁申し上げたとおり、月に2回、計画を予定しております。ただ、駐車場所について現在調整中でありますので、どの場所に停車するのかというのは、今後、広報誌を通じてお知らせしたいと考えております。回数につきましては現在、月に2回というのは計画をしております。

あわせて、サンライズホールが土日に開館しているときに、図書室についても開館できないのかという問いですけれども、基本、利用申請がない土日は閉館するということですので、それがいつの段階でそうなるかというのが、今のところ全く利用状況がわからない中での開館ということになりますので、それを図書室、例えば今週の土日、サンライズホールあきますよということで図書室もあけるためには、そこは職員の配置ということもありますので、そういった意味では、現状では職員の配置の問題から利用申請があった土日についての対応というのは、ちょっと難しいと考えております。

○副議長（井上久嗣君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） 現在、朝日の図書室には約7万冊の本がございます。移動車で運ぶということになると限られてくるわけですが、この移動車に乗せる本についての選択というのは、こういった形で行うのでしょうか。

○副議長（井上久嗣君） 岡田館長。

○図書館長（岡田英俊君） お答えいたします。

移動図書館車の中の本につきましては、運行する前に図書館職員によって各ジャンルの本をそれぞれ取りそろえる中で、また運行する場所によって、例えば保育所に行く場合については児童書を多目に入れて行くとか、あと、その先々でこういった本が借りたいというリクエストが多々ありますので、そういったものに対して随時利用の希望に添えるような形で運行しているところです。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） 今回は朝日図書室に限ってのことなんですけれども、今後こういった、今これから指定管理、それから業務委託等の施設が、公共施設が増えてくると思います。こういった観点から、ほかの公共施設におきましても、例えば今、毎日使える状況が、将来的に利用頻度がないから土日祝祭日を休むだとか、定期的に休むだとかということも正直言って考えられると思うんです。

私の質問の最後の中に、本市の考え方ということで質問した中で、今後人口減少していくということを前提で考えたときに、施設のほうも閉鎖したり、統合したりということも考えられると予想されます。そんな中で、ほかの施設を利用しながら使えないのかということも、正直言って考えたわけで、今回の図書室につきましては、今、朝日町内に使用していない公共施設等がございます。例えば前に使っておりました老人福祉センター、今の朝日町のいきいきセンターというところは、昨年度から使っておりません。そういうところへの例えば図書室の移設だとか、旧朝日町の議事堂とかにつきましてもあいておりますので、そういったところへの図書室の移動等を考えて、通年で利用できるようなことも考えていただけないかということでもあります。

まあ、今この場でということも、ちょっと考えにくいんでしょうけれども、そういった旧施設の利用等も考えて、今回はサンライズホールが指定管理ということになっておりますが、そこから分離して独立した形で、生涯学習をこれから推進していく中で使っていけないものか。その辺のお考えはどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○副議長（井上久嗣君） 鴻野生涯学習部長。

○生涯学習部長（鴻野弘志君） 私のほうから施設の利用ということでもありますけれども、教育にかかわる施設の考え方ということで、まず、お答えをしたいと思います。

施設に関しましては、その施設だけではなくて、教育委員会としましてはそのあり方、社会教育施設のあり方、これは運営方法ですとか、今お話になっております開館時間等のこともありますけれども、これらについては実は昨年度から庁舎の中の戦略レビューというところで、各部の運営方針ということで検討してきているところでございます。

そんな中で、一つには行政としてのコストの圧縮ということもありますけれども、教育委員会としましては、その使われ方等についても実態を把握しながらということで、今回施設、文化センター、それから生涯学習情報センターのいぶき、そしてサンライズホールということで、

例えば利用の時間帯別、あるいは曜日別ということを経年間の実態を分析してきたところでございます。そういった中で、今回、開館時間等については、利用の実態が明らかになってきたということから、今回、開館時間の変更を踏み切ってきているということでございます。

そこで、例えばサービスの提供ということでもあります。確かに一般的なといいますか、施設をあけて、そこでサービスを提供するという、これは非常にわかりやすいということもあるかと思えます。ほかの公共施設を、例えば朝日の図書室をほかの公共施設でということについて、今、私どもとしては、そこについて具体的な考えは持っているところではありませんけれども、今言いましたサービスということと言いますと、その内容、ソフト面といいますか、本市には司書が配置をされております。現在、朝日図書室には司書を配置、あるいは在籍しているところではありませんけれども、これからちょっとまだ協議必要ですけれども、例えば一定時間、図書館のほうから図書室のほうへ司書が出向いて、図書についての情報の提供ですとか、そういったことでソフト面の充実を図っていく。こんなようなことも、サービスの向上につながるものと考えてございますので、私どもとしては単に施設に対しての補完ということだけではないつもりでいるということでございます。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） 私も朝日に住んでおまして、朝日の図書室の一ファンとして、やはりかなりの本の量もありますし、先ほど申しましたけれども、非常に子供たちとか若い人たちがどうしてもパソコンで全部情報が入るということは否めないことではございますが、どうしても文字離れしているのが現状であって、やはりこういった教育面で文字と接するとか活字と接するというのが、これから本当に、今までもそうですけれども、これはなくしてはいけない文化だと思っております。

という点から、頻度だとか人口減少だとかにかかわらず、やはりこういった教育的な図書室というのは絶対なくしてはいけないし、逆に子供たちに利用してもらおうということを前面に押し出して、何とか子供たちに活字に親しんでいただきたいということをお願いして、この質問を終わります。

続きまして、道道士別滝の上線整備事業につきまして、お尋ね申し上げます。

昨年度から実施されています道の事業であります道道士別滝の上線整備事業でありますけれども、ここまでの進捗状況、それから、令和2年度の実施予定についての概要をお尋ね申し上げます。

また、令和2年度市政執行方針の中で、市長から所信表明と基本方針の話がございました。その中に、本件整備に係る事業を北海道と連携して推進し、早期完成に向けて事業促進要望を継続するということがございました。昨年もこの事業の初年度ということで、私、質問を行った際にも、同様に道に対して早期完成の要望を行うとありましたが、本市側から道に対しての要望というのは、どのような形で、そして、どこに要望を提出しているのか。ちょっと一連の

流れが見えにくいので、いかがなものかなと思います。

また、民間では営業のように、民間の営業は、例えば定期的にお願いに上がるとか、随時伝えるということも考えられるんですけども、こういった道の事業に対して、行政側としてはどのようにお願いしているかということ、これをお尋ねします。

北海道発注の工事でありますので、地元の市民においては非常に関心の高いところでありますし、早期完成は地元の方の望むところでもあります。プロセスが非常に見えにくいので、御説明を願いたいと思います。

また、数字につきましては予算審査の中で、またお尋ねしますので、今回については、この概要についてお尋ねいたします。よろしくをお願いします。

○副議長（井上久嗣君） 武田朝日支所長。

○朝日支所長（武田泰和君） お答えいたします。

議員お話のとおり、本事業は昨年から着手されたところでありまして、本年度この整備の総延長1.75キロメートルということでもありますけれども、そのうち朝日4線中通り道路交差点、この場所はかわ井商店付近ということであって、そこから朝日の川沿道路交差点、ここは美田新聞店付近までと。この間までが960メートル。この部分を本年度は用地の測量を実施したところであります。また朝日南大通り道路交差点、これは朝日中学校付近でありますけれども、ここからかわ井商店付近まで、これが430メートル。この区間については物件の調査を実施したところであります。

それと、令和2年度の予定ということでございますけれども、工事の終点となります士別市街地側に向けて、かわ井商店付近から物件の調査を実施するとともに、朝日中学校付近からの用地の買収、また物件移転補償を北海道と連携して順次進めていく予定であります。

それから、道への早期完成の要望ということでもありますけれども、本事業は、まず、平成29年6月8日、これは北海道から示された整備の方針のものについて、事業の地域合意に至ったということがございまして、そこから29年の7月7日に、それぞれ地域から市長へ要請書の提出がありました。それをもって7月12日に上川総合振興局長、翌7月13日に北海道のほうに要請書を牧野市長、当時丹議長から北海道知事高橋はるみ知事宛てに要請書を提出したところであります。

その後、それとあわせて、地元選出道議会議員ということで、竹内道議、北口道議、本間道議へも要請をしております。また上京の際には、今津代議士、佐々木代議士へも市長のほうから要請要望を行っているところであります。7月に北海道高橋知事に要請書を提出しております。その後、8月2日には市長が本庁、これは北海道本庁でありますけれども、当時、窪田副知事へ道道整備に関する、これも要望ということでお会いして要望したところでありますし、平成30年3月、あるいは10月、これは高橋知事が本市を訪れた、来市した際にも、市長が直接面談を行っておりまして、その際に道道整備に関する要望についても、直接お会いして要請をしているところであります。

この要請とあわせては、この事業でありますけれども、これまでと同様に本事業は社会資本整備交付金を活用した事業ということで、上川地方、この地域の上川管内ということで、上川地方総合開発期成会、これは上川管内の各市町村が一堂に会して、地域の課題ですとか事業を要望しているもので、こちらのほうも、国、さらには道のほうに要請をしております。また必要に応じて知事への要請も行い、今後においても早期の事業の整備、完成を目指していきたいということでもあります。

また、地域における説明といたしましては、本年度も北海道主体の住民説明会を昨年6月に実施したところでありまして、事業の進捗や今後の予定を随時市民のほうにも説明をしていただけるということで新年度以降についても、こういった形の中で事業について進捗状況をしっかりと周知をしていく考えであります。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） 過去からの説明ありがとうございます。

ちょっと聞いている趣旨が非常にわかりにくい部分があったかと思っておりますけれども、要は、例えば去年から始まりましたけれども、これを早期完成させるために、行政側としては道に本市として、どういった手法で要望されているのかなというところを端的にお尋ねしたかった次第です。例えば文書で上がるのか、それとも市長が、例えば道に出向いたときに、道のほうに要望なりを伝えるのかという点を端的にお尋ねしたかったんですけれども、そこら辺はいかがなんでしょうか。

○副議長（井上久嗣君） 武田支所長。

○朝日支所長（武田泰和君） お答えいたします。

まず、要望書ということで、文書で提出をしております。手元にその写しがありますけれども、こういった要望書で。もちろんこの要望書の中身については、この市街地の道路整備の方針に基づいて早期拡幅ということ、早期な安全安心な道路の整備に向けてということで御配慮いただきたいということの内容で、これが市長と議長の連名で行っています。この中身としては整備をする、こういった位置図であったり市街地道路の状況、そういったものの写真を添えた中で、整備を早急に行っていたいただきたいということで要望書を提出。これが29年の7月でございます。

これを提出後、今後は提出の際も当然、道と一緒に会いましてということで、直接要望しております。そして、その後も毎年毎年予算の関係がございます。予算の確保に向けて、直接、市長が道に行った際ですとか上京した際、そういったときも要請をしているということでもあります。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） ちょっと語尾が聞こえにくくなって非常にわかりにくいんですけれども。

毎年、例えば要望書を提出していると。今の話だと29年7月に出しているということなんですけれども、通常であれば、例えば私が民間で営業だとすれば、頻繁に伺って現時点でいかがなんでしょうかとか、それとか、どうぞお願いしますだとかという、そういう活動をするべきなんじゃないかなと、私は一般的には思います。

要望書を出したからといって、その書面で出してそれで終わりということであれば、何のプッシュもしていないなとしか伺えないんですけれども、それを早くするためには、どういった手法で、どういった形で道のほうに要請、要望するのかということがまず、大事なんじゃないかなということでは受け取りますけれども、この辺の動きについてはいかがなものなんでしょうか。

○副議長（井上久嗣君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君） 真保議員から朝日の市街地の道道の改修です。この事業についてはもう既に議員の皆様方も御承知のとおり、四半世紀に及ぶ朝日町、士別市の懸案事項でございまして、極めて危険な市街地道路であるということで、地域の皆様方の合意を得て、今、武田支所長申し上げたとおり、具体的にも進めてきています。

それで、最初にお話がございましたのは、この改修に15年程度かかるのではないのかという、こういう北海道からの提案がございました。それで私どもが一番最初に取りかかったのが、当時丹議長でございましたけれども、御一緒に士別市と議会ということで知事宛てに、15年では困ると。もう少し早く、精力的に改修を願いたいということで、そのときには当時の副知事に具体的に要請書を出して懇談をいたしました。副知事はその後、士別、朝日町の現地まで来ていただいて、その内容を熟知していただきました。その後、具体的に担当者同士で話し合いが進んでございまして、私の立場からすれば、この管内の選出道議会議員であります北口道議、本間道議、竹内道議にも、その都度要請を出しながらお話をし、また先ほど申し上げたとおり、当時の高橋知事も2度ほど士別に来ていただいていますので、そのときも正式に要望しながら、もちろん知事にお話をすれば各担当のほうに話が即行きますので、そういう要請はしてございます。直近で言えば、昨年、北口道議の新年恒例会に新副知事になりました阿部副知事、士別に来られましたので、このときも正式に要請書を出して、このときは、旭川の佐藤振興局長もいらっしゃいましたので、そういう形で要請をしているところです。

それで、今のところは社会資本整備事業なものでありますから、国庫補助事業ではないので、これはその年どしの各地域の要求額によって工事量が非常に変わってくるわけですよ。このことは私も極めて問題だということで、士別のいろんな街路事業にしても、公園事業にしても、この種の事業なものでありますから、なかなか予算が確定しないということがあるものですから、こういったことも、常々道議会議員にも申し上げながら言っているんですが、とにかく精力的に進めていくというお話でございまして、なるべく短期間にこれが進むように、今のところ調整をしています。

それで、毎年毎年要望を上げるというのではなくて、今のところこれ順調に一步踏み出しま

したので、これが進まないという問題が出てきたとするならば、これはやはり行政、議会ともども連携をとって、また知事なり、そういった形の要望も行っていきますけれども、今のところ正直申し上げて、各部長担当のお話の中では具体的に進んできていますので、これをまず、直視しながら、注視しながら進めていきたいと思ひますし、とにかく早く完成するように、なおかつ工事に当たっては、私は今でも口酸っぱくなるほど、いろんな方に申し上げているんですが、地元の企業をしっかりと活用して工事を行っていただくようにということで、そういったことも含めて、これからも引き続き要請活動は行っていきたい、こう考えているところです。

○副議長（井上久嗣君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） この後の質問ありませんけれども、確かに道の事業で道の予算でございますので。ただ、委託ということで士別の担当の方に非常に御足労をいただいて動いていただいているわけで、加えて非常にお忙しい中で担当の方々は御苦勞されていると思ひますけれども、ぜひ地元要望であります、早期完成に向けて、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○副議長（井上久嗣君） 以上で、真保議員の質疑を終了いたします。

まだ大綱質疑が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

(午前 1 時 3 4 分休憩)

(午後 1 時 3 0 分再開)

○副議長（井上久嗣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大綱質疑を続行いたします。

14番 十河剛志議員。

○14番（十河剛志君） 私、3つ大綱質疑の通告をしていますので、3つやりたいと思ひています。空気を読んで行きたいと思ひております。

人口減少が進む本市において、どのようにして人口減少の歯どめをかけていく取り組みをするかが、今後の士別において極めて重要だと考えております。まち・ひと・しごと創生総合戦略でも掲げている、まちの未来創造の中で、移住定住パッケージの構想にもある移住ナビデスクの設置には大変期待しているところでもあります。

平成31年度より移住促進事業の中で、移住ナビデスクを初め移住定住の政策の発信、U I J ターン事業の3つの事業を行っておりますが、今年度も同じ事業を計画し、予算規模は小さくはなっていますが、移住定住促進事業での今年度の取り組みと今後の取り組みのお考えをお聞かせください。

まちの未来創造の中にある移住定住パッケージの構築の移住ナビデスクの設置では、移住定住に関する情報を一元化するとともに、多様な主体と連携しながら住まいや仕事など生活に関

するサポート機能を有した窓口、移住ナビデスクを設置します。サフォークランド士別を初めとするまちの個性を生かした魅力発進や移住希望者のニーズに応じた住宅、職業の照会、移住手続の案内などを行うとあります。

5月に新庁舎ができます。移転後はどの場所に設置するのか、お知らせください。また、現状は創生戦略課が移住定住事業を所管していますが、今後の考えもお聞かせください。また、来年（仮称）まちなか交流プラザができますが、そちらへの設置も考えているのか、お知らせください。

移住についてはたびたび議会でも質問されておりますが、あまり進展していないのが現状だと私は考えております。昨年の東洋経済新報社で発表された住みよさランキング2019で士別が全道35市中2位にランキングされたことは喜ばしいことですが、防犯件数や交通事故件数、子供の医療費助成、所得制限の有無、水道料金、気候などが追加され、統計上2位になったにすぎなく、住みよさだけではなく住みたいと思えるようなまちにしなければならないと思います。

士別は第一次産業の農林業を中心とした自然環境や災害の少ない安心安全なまち、子供医療費助成などの子育て環境の充実をアピールしつつ、住みたくなるような新たな移住定住につながる本市独自のパッケージが必要と考えますが、いかがでしょうか。

市政執行方針の中で、Society5.0など新たな技術革新の構築に向けた調査・研究や地域性を生かした企業などとの連携により、関係人口の創出・拡大を図るとありますが、どのように関係人口を創出・拡大するのか、お考えをお知らせください。

本市の特性として、多くの合宿者や試験研究のために士別に訪れる交流人口がありますし、ふるさと納税でも多くの方から寄附をいただいております。毎年多くの学業で進学する方や士別を離れ、就職する方もいます。また、札幌ふるさと会や東京ゆかりの会など遠くから士別のことを応援してくださる方も多くおられます。このような方たちの中で希望する方に、ふるさと住民票を発行して、士別を離れたところからでも士別のまちづくりなどへの御提言、御提案などをいただけるような形のふるさと住民票を発行し、関係人口の創出・拡大を図ってはいかがでしょうか。

次に、短期移住促進住宅ちよい田舎暮らしが廃止され、現状は士別での滞在はホテル、旅館ということになります。短期移住促進住宅は老朽化による廃止は一応納得もいきますが、ホテルがわりに使われているケースがあると、前回の議会での答弁でもありましたが、ホテルがわりに使われたとしても、利用者に対して、士別に宿泊に至った経緯から士別の印象、見て回った場所、宿泊しての感想など、多くの情報をいただくようなシステムにすれば、ホテルがわりに使われたとしてもいいのではないかと私は考えております。短期移住促進住宅は士別の生活環境など体験し、知ってもらう上で必要な施設ではないかと考えます。

そこで、士別市スポーツ研修所が、合宿や雪まつりの雪像づくりなどで自衛隊の方が使用されている研修所を短期移住促進住宅として使うことはできないのでしょうか。スポーツ研修所は市内中心部にあり、学校やスーパー、コンビニなども近くに隣接しており、士別での生活環

境を見るにはいい場所ではないかと考えます。今後、短期移住促進住宅の設置についてもお考えをお聞かせください。

移住定住政策は人口減少を抱える本市では、地域力を維持し、強化していくには地域の担い手の育成、確保が必要です。ぜひ移住定住政策について、積極的な行動をし、ふるさとへの思いを地域づくりに生かすために、この新たな移住定住交流の施策のあり方を進めていただきたいと思います。

○副議長（井上久嗣君） 瀧上創生戦略課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） 私から、まず、移住政策の部分の今年度の取り組みとふるさと住民票の関連で関係人口の拡大、創出の部分、それからスポーツ研修所の利用、こちらのほうに関して御答弁申し上げます。

まず、移住ナビデスクの今年度の取り組みなんですが、まず、本年度は移住のパフレット、こちらを新たに作成しました。それから首都圏への移住定住相談会、こちらのほうには参加をしております。それから、北海道のマッチングサイト、こちらを活用して首都圏からの新規就業者に対する移住支援金。こちらを交付するU I J ターン新規就業支援事業というものがあまして、そちらのほうにも取り組みました。ただ、このU I J ターン新規就業支援事業については、市内では2つの企業が、このマッチングサイトのほうに登録したという経緯がありますけれども、実際のところ、そちらの希望者はいない状況であったということでもあります。

それから次に、ふるさと住民票の部分で、関連企業ですとか札幌士別ふるさと会、ゆかりの会の方々への住民票を発行してはという部分なんですけれども、札幌士別ふるさと会ですとかゆかりの会の方々、そしてふるさと大使、こちらの方々につきましては、例えば東京とか札幌でのイベント、市の特産品など出店するイベントなどでは知人とか友人の方と一緒に来ていただいて、そういう面では市のPRにすごい御尽力をいただいているところです。また、企業の方々に関しましても、各種イベントなどを市で開催していただいたりですとか、そういった部分では市のPRをすごいいただいていると、そういう認識であります。

そういう部分もありまして、このふるさと住民票の制度化、こちらの部分に関しましては、他市町村の先進事例ですとか実際にやっているところの部分、そういった部分を検証しながら今後の課題として調査・研究を進めていきたいと、そういう考えであります。

それから、スポーツ研修所の短期移住住宅として利用できるのではないかとという部分なんですけれども、スポーツ研修所の部分は社会体育並びに生涯学習等の振興及び普及活動に資するための施設という定義がございます。社会体育研修のほか、体験研修とかまちづくりイベントですとか、そういう部分でおおむね5人以上の団体が利用できる施設と、そういうふうな形になっております。今年度におきましては、議員お話のとおり、雪像づくりで自衛隊の方が利用されて、稼働率に関しましても、昨年度と比べますと増えているという状況でございます。

ただ、ここは研修施設なんですけど、今後の活用の部分に関しましては、例えば閑散期の一定期間にこれらを活用できるのかという部分。あわせて、あとほかの公共施設。こういった部分

も含めた形の中で、活用の可能性があるかないかという部分を、今後は調査・研究しながら進めていきたいと、そういう考えでおります。

私からは以上です。

○副議長（井上久嗣君） 中館総務部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 私からSociety5.0の構築に向けた企業などとの連携による関係人口の創出に向けた考え方、それから、今後の短期移住住宅について、お答えいたします。

まず、Society5.0ですけれども、この考え方といたしましては、新たな社会を生み出す改革をICTを活用した科学技術で先導していくと。こういったものを導入していくことで関係人口を創出・拡大していくという考え方でありまして、一例といたしましては、本市は寒冷地試験研究のまちという取り組みを続けてきている中で、今、自動車メーカーが自動運転等の大きな変革期に当たっているということがございます。既に報道等でも明らかになっているように、トヨタ自動車についても、ソフトバンクと出資をしたモネ・テクノロジーという会社を立ち上げて、その中で、そういった先進技術の研究も進めていると。

私どもといたしましても、こういった企業と連携して、今後の新たな技術開発に連携をした取り組みができないかということで協定を結んできております。また、ダイハツ工業等につきましても、企業のトップと市長との会談を重ねる中で、この近年だけでも児童を対象とした自動車づくりを体験できるものづくり教室、それから高齢者を対象とした健康安全運転教室等も実施をしている中で、ことしにおきましては、実際に士別に1週間住み込みの体験をした中で、さまざまな地域事情の把握に努めるという取り組みも初めて行っていただいたところです。

この2つで共通している点といたしましては、やはり地域の課題を解決して、その地域を元気にしていくということが、やはり企業にとっても、そうした全国の地域にとっても、重要だという観点から次世代の通行サービス。これは交通のみならず医療ですとか買い物弱者対策、こういったものも一体的に解決していくための方策を検討している状況にあるところです。

このほかにも積雪寒冷のこの地域の事情を生かして、企業と大学が研究チームをつくって、実際の公道を実証試験で運行するという場の提供ということも行ってきておりまして、そういう意味ではさまざまなグループが、ここ2年間でも延べ8回、実際に士別に足を運んで、冬期間通行どめの道路などを活用した試験研究を実施しているところであります。あわせて、ドローン等を使った移送の実証試験等も行っている企業も、市内で士別市で行っていただいた事例もございます。

こうした新しい技術導入に向けたプロモーション活動、これも北海道知事が全国3カ所でセミナーを行って、誘致に向けてセミナーを行っておりますが、その中でも本市が事例発表として、その取り組みを皆さんにお知らせをしてきているところでもございます。

そういう意味では、こうした積雪寒冷の気象条件の特性を生かしました試験研究の場。こういったことでの直接的には、実際にそれに携わる方々の人の動きということがもちろん出てきますし、それに波及効果として連携した地域課題の克服の取り組みによって、さまざまな人の

動きということも期待できるのではないかと考えておりますので、こういった次世代モビリティサービスの導入に向けたSociety5.0の取り組みをさらに拡大していく。また、これ以外にも、もちろんスマート農業等、別の分野の部分もあわせて可能性はあると思いますが、そういったものを取り組んでいくことによって関係人口、こういったものの創出にもつなげていきたいという考え方であります。

次に、今後の短期移住住宅についてですが、十河議員からお話がありましたとおり、これまで短期移住住宅、実証してきた中で施設の老朽化等で、その施設は廃止ということになったわけですが、なかなか移住定住に結びついてこなかったという実情がございます。そういった意味では御提言にもありましたけれども、その住まい、それから仕事、そういった暮らし全般にわたる、提供なり受け入れ態勢、こういったものも、さらに検討していく必要があるかなと考えております。

そういった意味では、今後の方針といたしまして、短期移住住宅の設置につきましては、公共の建物以外にも民間が所有する施設。こういったものも連携による協議を進めていく必要があると考えておりますので、今、新たに立ち上げました、空き家対策協議会、この中でも、そういった民間事業者の方に参画をいただいております。そういった知見もいただきながら、さまざまな情報が今後移住ナビデスク。そこで総合相談窓口として、きちっと機能していくことによって実効性のある、住宅の活用、こういったものに結びつけていきたいという考えでございます。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 移住定住にかかわっての今後の取り組みということについて、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、現在行っていることでございますけれども、まず一つ、移住定住に特化したホームページを立ち上げていくということで、今、これスマートフォンにもしっかり対応できるというものを立ち上げたいと考えております。また、移住するという方は、その地がどういうところであるのかだとか、例えば子供の教育でありますとか医療のことですとか、さまざまな知りたいこととか出てくるわけですので、よくあるそういった質問に答える問答集みたいなものをつくってお知らせをしっかりとしていきたいと。

それと、空き家・空き地バンク、開設しておりますけれども、ここにマンション情報などもしっかりと、こういった住める場所があるんだといったようなことも、しっかり載せていくということをやりたいということで、現在、庁舎移転後にこういったものが開設できるようということで準備を進めているところであります。

また、移住定住促進の中で柱ともなります移住ナビデスクでありますけれども、これにつきましては、移住された方、あるいはその市民の方が、本市の魅力がどこにあるんだといったことをしっかり知っていただける。あるいは今ちょっと言いましたけれども、子育てに関する

こと、医療に関すること、あるいは教育に関すること、住まいに関することなどなどの情報をしっかりとまずは集積していくということ。

それと、Uターン、Iターン、Jターン、いろんな形があるわけでありませけれども、こういった方々が、国やなんかいろんな制度がありますけれども、こういった支援制度が使えるかなといったようなことも、しっかりと集積して、そういったものを移住定住を目指す方にお知らせできる総合的な相談窓口の機能をしっかりと発揮すると。そのような形で、まずは移住ナビデスクを立ち上げると。これも新庁舎に移転後の創生戦略課の中に、まずはこれを置きたいと考えております。

それと、来年春にオープンする、まちなか交流プラザのお話もございましたけれども、ここは大通り五丁目、国道40号と239号の交差する部分にあって、道の駅としてはまちの中心部にあるという、こういった特性もあって、ここでは本市のあらゆる情報を発信してもらおうという大きな役割も持っていただくということになっておりますので、まずはここにも移住ナビデスクの一翼を担っていただくということで、今まちづくり士別株式会社とも、そういったお話をさせてもらっているということでもあります。

それと、住みたくなるような新たな移住定住パッケージというお話もございました。今議会でも取り上げていただいております、まち・ひと・しごと創生総合戦略でありますけれども、この中には、これまでの農業未来都市、合宿の聖地に、3番目の大きな柱、重点プロジェクトとして、まちの未来創造というのを位置づけてあるわけでありませけれども、この中で移住施策もしっかり力を入れやっていくという位置づけをしております、この中においては、まず、まちづくり総合計画にあるまちの個性として6つ挙げておりますけれども、未来型農業実践のまち、サフォークランド士別、合宿の里、そして自動車等試験研究のまち、生涯学習のまち、水とみどりの里と、この6つでありますけれども。例えば未来型農業実践のまちということでありますと、これは先ほども出ておりましたけれども、ICT農業を国営で大型とした圃場をやっておりますし、また、畜産で言えばディリーサポートですとかございますし、サフォークランド士別であれば、サフォーク研究会を中心としたさまざまな取り組み、あるいはくるるん会に入っているような楽しみ方もあると。それと自動車等試験研究のまちということであれば、コースを開放していただいてウォーキングがあるといったようなこと、あるいは合宿の里ということであれば、いろんなトップアスリートと市民の交流会等々あるといったようなことなどを、しっかりと市内はもちろんでありますけれども、全国にお知らせする中で、まず、このまちに住んでいただいている若い方たちは、このまちでしっかりと住み続けるという気持ちを持っていただく。それと全国いろんなところで移住を目指している方については、ああ士別に住んでみたいなといったような、そんな形になるようなものをパッケージとしてお届けできる。こんなことをナビデスクの中でも、ひとつ考えていければなということでもありますし、このパッケージといいますか、ナビデスクについては、日々、また年を重ねるごとに、しっかりといろんなニーズに応えるような進化をさせていくような、そのような考え方を持ちながら事業と

して進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 十河議員。

○14番（十河剛志君） 今、副市長からもありましたけれども、ぜひ住みたくなるような移住定住のパッケージを早急に組んで動いていただきたいと思います。

1点だけ、質問させていただきますけれども、まず、1点はそのパンフレット等の今お話がありましたけれども、それはいつアップするのか。まだ、きょう先ほど見た感じでは、まだアップされていないし、そのパンフレットとか携帯でも見られるような、その媒体、いつからできるのかお聞きしたいということです。

ちょっと2、3点お話だけさせていただきたいんですけども、ことしダイハツの方が3名ほど来て、先ほど中館部長からもありましたように、士別の今後をどう支援できるかという部分で士別に入って来られました。そのとき、その3名は、融雪溝の除雪等をしてもらったり、いろいろ士別の困り事というか、いろんなところを見て回っておられました。でも、その3名は名寄から通ったんですよ。要するに民宿に泊まって、経費をかけないでやるというのが本社の社長からの命で、民宿を士別で探したけれども、なかったと。それで名寄の民宿があって、そちらから通いで士別を訪れていると。そういう方もいるので、ぜひそういうときには、研修所じゃなくてもいいですから、やはりそういう提供できる、市内で泊まって見てもらうほうがより多くいろんな部分を見られるんじゃないかなと思いますので、ぜひその辺もう一度検討していただきたいと思います。

それとあと1点。私の考えとちょっと違う部分があるんですけども、関係人口の部分なんですけれども、関係人口、先ほど中館総務部長から答弁いただきました。企業と連携をしていく部分での関係人口等については、そうかもしれませんけれども、私が求めている関係人口というのは、士別を、東京でもいいです、大阪でもいいです。士別から遠いところで士別のことを考えてもらえるような人たちをつくるという部分を、それは企業じゃなくて個人で集まったときに士別をわかってもらえるという人たちが欲しいなど。そういう関係人口をつくってほしいというのが私の趣旨で、今後その辺は検討していただきたいと思いますが、まず、パンフレット、先ほど副市長が言われた、携帯でも見られるような媒体はいつからできるのか、質問して終わります。

○副議長（井上久嗣君） 瀧上課長。

○創生戦略課長（瀧上聡典君） 今のホームページの部分ですけれども、予定としては、今月中にアップしたいという予定で進めております。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 中館部長。

○総務部長（中館佳嗣君） 私から関係人口の考え方についてお答えいたします。

いわゆるこの関係人口の考え方といたしましては、交流以上定住未満という、さまざまなか

かわり方があるかなと思っております、答弁申し上げました点につきましては、今回、市政執行方針の中で、このSociety 5.0、こういった新たな技術を生かした関係人口の創出。そういった点でお答えをさせていただいたところであります。

そういった意味では、まず、第一義的には、そこにいろんな企業の方、研究者の方が積雪寒冷地であるこの地を訪れることによって、さまざまな人の動きにつながっていくのではないかと。これが一つには、ここで言っている関係人口の拡大ということになるわけですが、実際にそれが導入されることによって、今、目指しているのは、新しいモビリティサービスですので、そこでいわゆる交通だけじゃなくて、さまざまな暮らし、買い物なり、医療なり、そういった部分で、この地域で活用できる新しい技術の開発、こういったことが実現化することによって、さまざまな波及効果があるのではないかと期待をしているところであります。

例えばそれは実際に土別に来られる方のみならず、そういった取り組みに対する応援ですとか、興味を持っていただくですとか、そういったかかわりも広い意味では関係人口の創出拡大にはつながっていくと思っておりますので、その一例としてお答えをしたわけですが、御提言にありましたように、それだけという切り口ではなくて、もっと幅広い関係人口の創出というのは、またさまざまなアプローチがあろうかと思っておりますので、そういった点も含めて展開をしていきたいと考えます。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 十河議員。

○14番（十河剛志君） 次の介護についていきたいと思っております。

次に、本市における介護従事者の確保について質問いたします。

国は、人生100年時代において、介護は誰もが直面し得る現実かつ喫緊の課題で、住宅、施設サービスの整備の加速化や介護休業を取得しやすい職場環境の整備など、これまでも介護離職ゼロに向けた重層的な取り組みを進めています。

介護人材を確保するため、2017年度予算においては、介護職員について経験などに応じて昇給する仕組みをつくり、月額平均1万円相当の処遇改善を行うなど月額4万7,000円の改善を行いました。また、昨年10月の消費税引き上げに伴い、介護サービス事業所における勤務年数10年以上の介護福祉士について、月額平均8万円相当の処遇改善を行っています。介護事業所の経営努力も相まって一定の改善が図られているものの、依然として他の産業や職種と比較し、賃金水準が低く勤務年数が短いという面があり、人手不足の分野となっています。

国の第7期介護保険事業計画の介護サービスの見込み量などにに基づき、追加に必要とされる介護人材は2020年で26万人、2025年で約55万人とされています。また、東京リサーチによると、人手不足などの影響で老人福祉介護事業の倒産件数は2016年から毎年100件台と倒産が高どまりしています。

本市においても施設はありますが、介護従事者がいなく稼働できない。また、市内の施設に入所できないなどの声が多く聞かれます。市内の介護施設等などの稼働状況や募集状況、入居

できずに待っている方などの状況がわかる範囲で教えていただけますか。

介護保険料を支払い、いざ必要とされるようになって、必要なサービスを受けることができなくなるのではないのでしょうか。そうならないように、本市でも介護従事者の確保に向けてさまざまな支援策を行っております。介護人材の確保の取り組み内容と実績をお知らせください。

人材不足に対して、国が進めるロボット、AI、外国人材などには新たな投資をしていく必要もあると考えます。どのように考えているか、お知らせください。

今後も介護従事者の確保には、他業種との賃金格差を埋めるような処遇改善加算や職場環境整備が必要と考えますが、本市のお考えをお知らせください。

また、全国で老人福祉介護事業者の人材不足と人件費の上昇などで倒産が相次ぐ中、過去に平成21年に施行した中小企業金融円滑法などの金融支援で、平成22年度は倒産件数が減少した経過もあり、本市として老人福祉介護事業所に対し、運転資金を確保するような施策をとれないのでしょうか。

昨年10月に士別市社会福祉協議会が中心となり介護事業所説明会を行ったところ4名の方が参加しました。少ない参加者ではありましたが、そのうち1名が就業につながったということなので、今後もこのような説明会を各事業所と協力して市内外で行いながら、少しずつでも介護従事者の確保につなげる努力が必要と考えます。本市も各事業所とは人材確保に向けた検討会を開催し、市の考えを説明するなど意見交換を行っています。さらにアンケート調査も行って市内事業所の意向も把握していると思います。今後も各事業所と連携して介護従事者の確保に向けた施策を行い、いつまでも士別市内で安心して住み続けられるようにお願いしたいと思います。

最後に、今後の老人福祉介護事業に対する本市の考えをお聞きして質問を終わります。

○副議長（井上久嗣君） 青木介護保険課長。

○介護保険課長（青木秀敏君） 私から、介護施設の稼働状況、それから介護人材確保の取り組みの内容、実績、それから人材不足を補うロボット、AI、外国人などの関係、それから職場の改善、環境改善の取り組み、それから運転資金の関係といったところで答弁をさせていただきたいと思います。

初めに、直近の施設の待機状況についてですけれども、特別養護老人ホームで118人、介護老人保健施設で18人、介護付き有料老人ホーム等で29人、住宅型有料老人ホーム等で11人、グループホームで11人で、合計で190人となっていますが、これにつきましては、複数の施設に入所申し込みをしている方、それから既に施設に入所されている方もおりますことから、実数はこれよりも少なくなるものと考えております。また、入所定員に対する介護従事者不足などによりまして、受け入れ中止などを行っているものが30床程度ありますけれども、そのほかについてはほぼ満床となっておりまして、高い稼働率で推移しているものと認識しております。

先ほど申し上げました各施設の入所定員につきましては、合計で約570床程度ということになっておりまして、30床程度が休止となっている状況から、現在では540床程度が稼働可能な

ものと考えております。

しかしながら、施設における介護従事者の不足、その解消には至っておりません。先ほどもお話し申しましたが、一部の介護老人保健施設ですとか、グループホームのユニットで受け入れの休止などを行っておりまして、当面、同規模程度での受け入れ状況になるものと見込んでいるところですが、今後、団塊の世代の方が75歳以上となりまして、介護施設サービスなどの需要が見込まれることから、状況が改善されるように介護従事者確保の取り組みを進めていくこと。また、それを支えるための在宅生活を支えるサービスなどにおいても、その状況を注視していく必要があるものと考えております。

次に、介護人材確保の取り組みの内容と実績についてです。

まず、介護従事者の新規就労支援事業につきましては、こちらは受講費用の貸し付けといったような内容になっております。こちらについては平成28年度から30年度までに実務者研修の受講者37人、初任者研修9人、こういった受講者に対して貸し付けを実施しているところ。また、そのうちの10人が既に介護福祉士の資格を取得しておりまして、その3人、ほかの3人が継続して、また資格取得のために学習中ということで伺っております。令和元年度におきましても、既に10人貸し付けを実施しているところ。です。

次に、介護従事者の研修費の補助事業、こちらにつきましては法人に対する研修を開催したときの費用の助成ということで、平成30年度に2法人に対して助成を実施してきております。また、令和元年度についても、2法人からの補助申請を受け付けているところとなっております。申請のあった事業者におきましては、高齢者の虐待防止、それから認知症、メンタルケアなどのさまざまな外部の研修などを受講しておりまして、介護従事者の資質、それからサービスの質の向上などにつながっているものと考えております。

それから、そのほかの事業として30年度から制度を導入しました、介護ロボット導入支援事業ですとか介護実習生の受け入れ支援事業、それから新規介護従事者就労支援補助金、それから令和元年度から取り組みを始めたものでありますけれども、介護事業所と学校法人が連携して実施する移住・入学制度については現時点で実績等ありませんけれども、新年度に実施が見込まれる事業もありまして、一歩ずつではあります、事業の効果があらわれてきているものと考えているところ。です。

次に、人材不足を補うロボット、それからA I、外国人の関係についてなんです、人材不足を補うロボットやA Iなどの活用につきましては、本市においても、30年度から介護ロボット導入支援事業ということで導入してきておりますけれども、現在、国においても、効果の検証段階にあること。また、導入費用が高額となるなど、市内の事業所において意見交換などで現時点で活用に対する相談、照会等については寄せられていない状況となっているところ。です。また、外国人人材の介護現場への導入につきましては、経済連携協定E P Aによる介護福祉士候補者の雇用といったことや介護福祉士養成校を卒業した在留資格、介護というものを持つ方の人材の雇用、それから技能実習制度を活用した技能実習生の雇用、また、在留資格、特定技

能1号を持つ人材の雇用といったことで、こういった4つの制度がありまして、制度前に人材に求められる能力ですとか、在留期間、在留資格が異なったものとなっています。

市内事業所においては、29年11月に外国人技能実習生制度が拡大されたということで、介護職種の外国人技能実習生の受け入れが可能となったことを受けまして、複数の事業所で受け入れを計画しておりましたが、現地の送り出し機関と日本国内の受け入れ機関との調整が難航したことから、技能実習生の受け入れは現在まで行っておりませんが、継続して検討されておりまして、早ければ本年4月に外国人技能実習生1人の受け入れを行う予定である旨、事業所のほうから報告を受けている部分があったところです。

次に、処遇改善加算、それから介護の職場改善の考えについてですが、他業種との賃金格差解消など、介護従事者確保のため、介護保険における特定処遇改善加算が実施されておりますけれども、市内事業所においても加算の申請などがされているところでありまして、通所の介護の事業所、それから訪問介護事業所、こちらにおいては未申請となっている事業所があるなど、各事業所において、その加算の対応の状況がさまざまなものとなっているところでありま

す。また、職場環境などについても、各事業所により状況は異なっているものとなっております。それぞれの事業所で職員向けの住宅の確保がされているところですか、各種手当、住宅の手当ですとか夜勤の手当、そういった手当の有無、それから金額など法人によってさまざまなものとなっております。こういったことから一律の加算ですとか、そういった環境改善はなかなか難しいものと考えておりますけれども、今後も事業所との意見交換、それからアンケート調査などを実施する中で、事業所の抱える課題ですとか状況把握に努めまして、その対応について調査・研究をしてみたいと考えております。

それから、事業所のほうの運転資金の関係でございますけれども、さまざまな法人が介護保険事業については参入されているといったところで、事業所の運営形態というのが、例えば株式会社であったり、有限会社、それから合同会社、NPO法人、社会福祉法人、医療法人社団などさまざまなものとなっております。そういった法人の形態によって設置される目的が異なっているというところもありまして、また、株式会社ですとか有限会社、合同会社におきましては、規模にもよりますけれども、中小企業に該当するものもあるということで、士別市の中小企業振興条例の運転資金の貸し付けの制度が活用できるものもあるものと考えております。また、社会福祉法人ですとか医療法人社団につきましては、独立行政法人の福祉医療機構の融資制度といったことで経営資金などを活用できるものもあると考えています。

現在のところ、市単独での施策は検討しているところではありませんけれども、市内事業所におきましては、介護保険の事業所の指定申請の際や更新申請の指定の際に、法人の資産状況なんかを書類として添付することとなっております。そういった決算書の提出をいただいている事業所がございます。そういったことから、そういった経営状況にあわせて、事業所からの相談を受ける際などについて、既存制度の活用の周知ですとか、検討が必要な事項について

は協議していきたいなど考えております。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 私からは、個々の老人福祉介護事業に対する考え方についてお答えさせていただきます。

介護事業者の確保につきましては、国でもさまざまな施策が検討されておりまして、外国人の雇用などにおいては年々制度の変更が行われているといった中で、全国的にも即効性のある介護人材確保にはつながっていない状況ということで、効果、検証には一定の期間が必要になるものと考えています。こうした中、本市においても、先ほど御説明申し上げたとおり、多くの事業を実施しておりますけれども、従事者不足数については横ばいの状況となっております。

介護従事者の裾野を拡大するために、訪問介護事業所などの身体介護を行わない生活支援中心の事業所職員向けの生活援助従事者研修というのが30年度から創設されておりますが、事業所との意見交換におきまして、この研修の市内での開催、それから介護従事者新規就労支援事業としての拡大の要望がありまして、令和2年度において、訪問介護事業所等の従事者の確保も、この制度で支援していきたいと考えています。

また、介護福祉養成校を卒業し、介護という在留資格を持つ外国人の雇用に関しましては、30年12月に東川町で設立されました外国人介護福祉人材育成支援協議会に令和2年度から賛助会員として参加して、道内の施設、求人状況、外国人雇用の動向などの情報収集を行いながら事業所と連携する中で検討を進めていきたいと考えています。

今後も少子高齢化の状況から労働人口は減少していくということが懸念されておりますが、事業所との意見交換を通じまして、引き続き各事業所の状況、課題をしっかりと把握する中で関係機関と連携して必要な対策を検討してまいりたいと考えています。

○副議長（井上久嗣君） 十河議員。

○14番（十河剛志君） 3つ目に移りたいと思います。森林環境譲与税について質問いたします。

森林環境譲与税が平成30年度、税制改正の大綱において、パリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止などを図るため、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税の創設が決まり、森林環境譲与税は昨年より自治体への譲与が開始されました。

あわせて市町村が仲介役となって、林業経営者と手入れが滞っている森林を結びつける制度で、林業経営者は管理する森林が増えて事業が効率化され、持続可能な開発目標SDGsにも森林保全が掲げられており、企業も市町村や林業経営者を支援するSDGs達成に貢献できる民有林の集約促進の追い風と期待される森林経営管理法も施行されました。

森林環境譲与税の用途については、市町村は間伐などの森林整備を担う人材育成、確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備の促進を行い、都道府県は森林整備を実施する市町村の支援などに充てなければならないとされ、用途の公表についても、決算終了後、速やかに公表

することが定められています。

本市の森林面積は8万3,162ヘクタールで、総面積の74%を占めており、そのうち市有林は2,240ヘクタール。市有林を除く一般民有林は1万2,729ヘクタールとなっています。この2つの制度の活用をどのように考えておられるかお示してください。

昨年、森林環境譲与税の設立に当たり、森林環境譲与税の活用に向けた基本方針を示されており、その中で人材育成、担い手確保では、北海道林業事業体登録制度に登録している事業者は8社ですが、就業者の高齢化が進むとともに新規就労者の確保が難しい状況にあります。このため本市では森林整備担い手対策推進事業を活用し、地域の林業事業体及び北海道と連携を図りながら新規就労者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取り組みを進めますとあります。新規就労者の確保や就業環境の改善、林業就業者の安定確保は、どのように取り組みを考えておられるか、お知らせください。

また、平成29年の議会でも粥川議員が、森林整備担い手対策推進補助事業の年齢構成と森林整備に当たる森林作業員は充足されているのか、とお聞きしておりましたが、今年度の対象予定者の年齢構成と森林作業員の充足はどのような状況なのか、お知らせください。

本市は、多くの産業で人材不足を抱えており、ハローワークや広告による求人募集だけでは新たな担い手を確保することは大変厳しいのが現状であります。森林整備の担い手対策が進んでいる地域では、地域おこし協力隊制度を活用し、地域林業の担い手として森林施業等などの技術を習得し、将来的には森林従事者、森林施業プランナーなどとして活躍してもらい、また地域にない視点を持った外部人材として、木材、山菜等の地域資源を活用した新商品の開発、販路開拓などを担ってもらい、森林資源をベースにした交流企画立案を行ったり、都市住民とのインターフェイスとして活躍してもらえるような教育隊を育てていくことができれば、林業従事者の確保ができ、移住促進にもつながると思っておりますが、本市のお考えをお聞きして質問を終わります。

○副議長（井上久嗣君） 鶴岡畜産林務課林務管理監。

○畜産林務課林務管理監（鶴岡明浩君） お答えします。

まず、森林経営管理法と森林環境譲与税の活用の考え方についてです。

森林経営管理法の概要は、森林計画の対象となる私有林のうち間伐が行われていないなど、森林整備が適切に管理されていない森林について、市町村が経営計画を定め、山林の所有者より経営権を取得した上で、市町村または民間事業者に経営管理権を設定することにより、経営の効率化と森林管理の適正化を図り、森林の多面的機能の発揮を促進するもので、その財源は森林環境譲与税を活用するとされております。

また、森林環境譲与税の使途につきましては、森林環境譲与税及び森林環境譲与税に関する法律では、議員お話のとおり、森林整備に関する施策、森林整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他の森林整備の促進に関する施策とされており、その使途の公表は、決算終了後、速やかに公表しなければならな

いとされており、本市につきましても、この制度に基づき適切な実施に努めてまいりたいと思います。

今年度、国では各自治体に対し、森林経営管理法に基づく森林整備の取り組みを求めていることから、本市では市内を4地区に分割し、そのうち1地区をモデルとして、森林所有者への郵送による意向調査、調査後に現況調査及び所有者に対する提案書の作成などを実施することとし、その事業に係る経費として、委託料198万円を議会第3回定例会において計上したところです。

その後、実施を進める中で、全ての地区の意向調査後に現地検査を実施することがより効率的に実施できることから、本年度に予定をしていた現地調査及び森林所有者に対する提案書の作成を取りやめるかわりに、全地域の意向調査を実施するとしたところです。また、意向調査につきましては、直営の実施が可能であることから、本議会において、意向調査に係る経費を除いた委託料の減額補正の提案を予定しているところです。

次に、森林環境譲与税を活用した人材育成、担い手の確保についてです。

まず、本年度における森林整備担い手対策推進事業の対策予定者の年齢構成につきましては、20代が3名、30代が3名、40代が9名、50代が7名、60歳以上が2名の合計24名となっており、平成29年第1回定例会において、粥川議員への答弁における平成29年度森林作業員就労予定者数は25名となっており、ほぼ同数と言えますが、新規採用では3社で5名となっていることから、事業体により雇用状況に差があるものと考えております。

また、道が作成した平成29年度林業実態調査では、平成27年度調査に比べ、雇用者数及び年齢構想はほぼ同じであるものの、通年雇用者が増加していることから労働環境は改善されつつあると考えておりますが、大部分の事業体では労働者不足と回答しております。

本市における担い手確保については、市内外を問わず広く募る必要があると考えておりますが、全道的にも人材不足であることから、作業環境や就労条件の整備など森林環境譲与税も活用した工夫が必要と考えております。

また、本年4月に旭川市に道内初の林業専門学校である、北海道立北の森づくり専門学院が開校することから、卒業生は即戦力として大いに期待するものであり、卒業後の就労先として本市にも来ていただけるように対策を検討いたします。

次に、地域おこし協力隊による活動につきましては、現在、上川管内で林業関係にかかわりのある地域おこし協力隊は当麻町と中川町で活動しており、主に森林ガイドや木育、商品開発などで活動していると伺っております。議員御提案の地域おこし協力隊の活用も有効な対策と考えておりますが、活動範囲が森林、林業全般となることから、林業関係者などの協力も必要と思われ、また、募集に当たっては森林林業の知識や技術の取得者など、一定の条件が必要かなど整理する必要があるものと考えております。

以上です。

○副議長（井上久嗣君） 以上で、十河議員の質疑を終了いたします。

○副議長（井上久嗣君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は本日に引き続き午前10時から会議を開きますので、定刻までに御参集願います。

明日の議事日程は、本日の続行であります。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時33分散会）